山形セレクション(農林水産分野)認定要領

(目的)

第1条 この要領は、山形セレクション認定制度実施要綱(以下「要綱」という。)に基づき、「山形セレクション」の農林水産分野の認定に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(認定の対象)

第2条 要綱第4条に規定する認定の対象となる具体的な農林水産分野の品目及び品種は、別に 定める。

(認定申請の要件)

- 第3条 要綱第6条に規定する認定の申請を行うことができる者は、次に掲げる要件を満たして いなければならない。
 - (1) 認定の申請を行う品目(以下「認定申請品目」という。)について「やまがた農産物安全・安心取組認証制度」又はこれと同等以上の認証制度の認証を受けていること。

ただし、「やまがた農産物安全・安心取組認証制度」の対象品目以外の品目については、 個別の安全・安心の取組み状況を勘案することができるものとする。

- (2) 認定申請品目の販売額が、その目安として、組織・団体の場合おおむね5千万円以上、個人の場合おおむね1千万円以上となることが見込まれること。
 - ただし、品目によっては、産地の形成状況及び経営的な特性等を勘案することができる ものとする。
- (3) 認定品に係る事故又は苦情等に適切に対処できる体制が整っていること。
- 2 認定申請品目は、品目ごとに別に定める品質基準を満たしていなければならない。

(認定申請の募集)

第4条 要綱第7条第1項に規定する認定申請の募集は、認定の対象となる品目の出荷時期を勘 案し行うものとする。

(申請書類)

- 第5条 要綱第7条第2項の規定による申請書類は、次に掲げる書類とし、認定を受けようとする品目ごとに申請するものとする。
 - (1) 山形セレクション (農林水産分野) 認定申請書 (別記様式第1号)
 - (2) 山形セレクション (農林水産分野) 認定申請調書 (別記様式第2号)
 - (3) 山形セレクション (農林水産分野) 認定申請に係る誓約書 (別記様式第3号)
 - (4) 定款(寄附行為、規約)
 - (5) 商業登記簿謄本(住民票の写し)
 - (6) その他知事が必要と認める書類

(認定の審査)

第6条 要綱第8条第2項の規定による認定審査は、申請書類及び生産現場等の現地調査等により行うものとする。

- 2 認定審査の配点その他必要な事項は別に定める。
- 3 要綱第9条第1項の規定による認定後、要綱第3条第1項の規定による山形セレクション会議は、第1項による認定審査の結果を検証するため、認定品の出荷段階において認定を受けた者の立会いのもと現物による品質基準の適合検査を行い、知事はその結果の報告を受けて認定品として出荷することを認めるものとする。

(認定の更新)

- 第7条 要綱第12条第1項の規定により認定の有効期間を更新しようとする者(以下「更新申請者」という。)は、有効期間が満了する日の属する年の2月15日から同月末日までの間に、次に掲げる申請書類により知事に申請するものとする。
- (1) 山形セレクション (農林水産分野) 認定更新申請書 (別記様式第4号)
- (2) 山形セレクション (農林水産分野) 認定更新申請調書 (別記様式第5号)
- (3) その他知事が必要と認める書類
- 2 知事は、前項の申請に基づき有効期間を更新したときは、更新申請者に対して山形セレクション認定証(要綱様式第2号)を交付するものとする。

(費用負担)

第8条 要綱第7条第2項の規定による認定の申請並びに認定審査及び品質基準の適合検査に伴う現物の提供等に要する経費は、申請者の負担とする。

(認定品の数量)

第9条 優れた品質のものを厳選する趣旨から、認定品の数量は当該品目にかかる県内生産量の 1%程度以内を目安とする。

(認定を受けた者の責務)

第10条 認定を受けた者は、要綱第18条に定められた事項を遵守するほか、認定品の出荷及 び販売等に際して、自己の連絡先等に関する情報を表示するとともに、他の生産者等の産品と 誤認されるような資材等を使用しないように努めなければならない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成18年4月5日から施行する。

附即

この要領は、平成19年3月9日から施行する。

附則

この要領は、平成21年2月9日から施行する。